様式第５号（第６条第１項関係）

建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書

年　　月　　日

　岡山市建築主事（又は指定確認検査機関）　殿

申請者の氏名

申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画について、建築物のエネルギー消費性能に関する法律施行規則第３条に該当する軽微な変更がありましたので、変更の内容を報告します。

|  |  |
| --- | --- |
| （１）建築物等の名称 | 　 |
| （２）建築物等の所在地 | 　 |
| （３）省エネ適合判定年月日・番号 | 　 |
| （４）変更の内容　 |
| □Ａ　建築物のエネルギー消費性能を向上させる変更□Ｂ　一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更　□Ｃ　再計算によって基準適合が明らかな変更（計画の根本的な変更を除く）　 |
| （５）備　考　 |
| （注意）１　この説明書は、完了検査申請の際に、申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画に軽微な変更があった場合に、完了検査申請書の第三面の別紙として添付してください。２　（４）変更の内容について、Ａにチェックした場合は変更内容説明書Ａに、Ｂにチェックした場合は変更内容説明書Ｂに必要事項を記入した上で、変更内容を説明するための図書を添付してください。Ｃにチェックした場合には軽微変更該当証明書及びその申請に要した図書を添付してください。 | 受付欄 |
|  |

様式第５号　関連様式Ａ（第６条第１項関係）

変更内容説明書Ａ

[Ａ　建築物のエネルギー消費性能を向上させる変更]

|  |
| --- |
| ・変更内容は、□チェックに該当する事項となる |
| * ① 建築物の高さ又は外周長の減少
* ② 外壁、屋根又は外気に接する床の面積の減少
* ③ 空調負荷の軽減となる外皮性能の変更
* ④ 設備機器の効率向上・損失低下となる変更
* ⑤ 設備機器の制御方法の効率向上・損失低下となる変更
* ⑥ エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備の新設又は増設
* その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）
 |
| ・上記□チェックについて具体的な変更の記載欄 |
|  |
| ・添付図書等 |
|  |
| （注意）変更内容は、該当するものすべてにチェックをすることとし、チェックをした事項については、具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してください。 |

様式第５号　関連様式Ｂ（第６条第１項関係）

変更内容説明書Ｂ

[Ｂ　一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更]

|  |
| --- |
| ・変更前のＢＥＩ＝（　　　　　）≦0.9 |
| ・変更となる設備の概要 |
| * 空気調和設備

変更内容記入欄 |
| * 機械換気設備

変更内容記入欄 |
| * 照明設備

変更内容記入欄 |
| * 給湯設備

変更内容記入欄 |
| * 太陽光発電設備

変更内容記入欄 |
| ・添付図書等 |
|  |
| （注意）変更となる設備は、該当するものすべてにチェックをすることとし、チェックをした設備については、変更内容記入欄に概要を、変更内容説明書Ｂ 別紙に必要事項を記入した上で、変更内容を示す図書を添付してください。 |

（変更内容説明書Ｂ　別紙）

[空気調和設備関係]

|  |
| --- |
| 　次に掲げる（１）、（２）のいずれかに該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。 |
| （１）外壁、屋根、外気に接する床若しくは窓の平均熱貫流率若しくは窓の平均日射熱取得率の増加（５％を超えない場合に限る。）又は減少 |
| 外壁、屋根、外気に接する床の平均熱貫流率について５％を超えない増加又は減少 |
| 変更内容　　　　　　　□断熱材種類　　　□断熱材厚み変更する方位　　　　　□全方位　　　　　□一部方位のみ（方位　　　　　　　　）変更前・変更後の平均熱貫流率変更前（　　　　　　　）　変更後（　　　　　　　　）　増加・減少率（　　　　　　　　）％ |
| 窓の平均熱貫流率、平均日射熱取得率について５％を超えない増加又は減少 |
| 変更内容　　　　　　　□ガラス種類　　　□ブラインドの有無変更する方位　　　　　□全方位　　　　　□一部方位のみ（方位　　　　　　　　）変更前・変更後の平均熱貫流率変更前（　　　　　　　）　変更後（　　　　　　　　）　増加・減少率（　　　　　　　　）％ |
| （２） 熱源機器の平均効率について10％を超えない低下 |
| 平均熱源効率（冷房平均ＣＯＰ） |
| 変更内容　　　　　　　□機器の仕様変更　　　□台数の増減変更前・変更後の平均熱源効率変更前（　　　　　　　）　変更後（　　　　　　　　）　減少率（　　　　　　　　）％ |
| 平均熱源効率（暖房平均ＣＯＰ） |
| 変更内容　　　　　　　□機器の仕様変更　　　□台数の増減変更前・変更後の平均熱源効率変更前（　　　　　　　）　変更後（　　　　　　　　）　減少率（　　　　　　　　）％ |

（変更内容説明書Ｂ　別紙）

 [機械換気設備関係]

|  |
| --- |
| 評価の対象になる室の用途毎につき、次に掲げる（１）、（２）のいずれかに該当し、これ以外については、「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。  |
| （１） 送風機の電動機出力について10％を超えない増加  |
| 室用途（ 　　 ）変更内容 　　　　□機器の仕様変更 　　 □台数の増減 変更前・変更後の送風機の電動機出力 変更前（　　　　　　　）　変更後（　　　　　　　　）　増加率（　　　　　　　　）％ |
| 室用途（ 　　 ）変更内容 　　　　□機器の仕様変更 　　 □台数の増減 変更前・変更後の送風機の電動機出力 変更前（　　　　　　　）　変更後（　　　　　　　　）　増加率（　　　　　　　　）％ |
| （２） 計算対象床面積について５％を超えない増加（室用途が「駐車場」「厨房」である場合のみ）  |
| 室用途（ 駐車場 ） 変更前・変更後の床面積 変更前（　　　　　　　）　変更後（　　　　　　　　）　増加率（　　　　　　　　）％ |
| 室用途（ 厨　房 ） 変更前・変更後の床面積 変更前（　　　　　　　）　変更後（　　　　　　　　）　増加率（　　　　　　　　）％ |

（変更内容説明書Ｂ　別紙）

 [照明設備関係]

|  |
| --- |
| 評価の対象になる室の用途毎につき、次に掲げる（１）に該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。  |
| （１） 単位面積あたりの照明器具の消費電力について10％を超えない増加  |
| 室用途（ 　　 ）変更内容 　　　　□機器の仕様変更 　　 □台数の増減 変更前・変更後の単位面積あたりの消費電力 変更前（　　　　　　　）　変更後（　　　　　　　　）　増加率（　　　　　　　　）％ |
| 室用途（ 　　 ）変更内容 　　　　□機器の仕様変更 　　 □台数の増減 変更前・変更後の単位面積あたりの消費電力変更前（　　　　　　　）　変更後（　　　　　　　　）　増加率（　　　　　　　　）％ |
| 室用途（ 　　 ）変更内容 　　　　□機器の仕様変更 　　 □台数の増減 変更前・変更後の単位面積あたりの消費電力変更前（　　　　　　　）　変更後（　　　　　　　　）　増加率（　　　　　　　　）％ |
| 室用途（ 　　 ）変更内容 　　　　□機器の仕様変更 　　 □台数の増減 変更前・変更後の単位面積あたりの消費電力変更前（　　　　　　　）　変更後（　　　　　　　　）　増加率（　　　　　　　　）％ |

（変更内容説明書Ｂ　別紙）

 [給湯設備関係]

|  |
| --- |
| 評価の対象になる湯の使用用途毎につき、次に掲げる（１）に該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。  |
| （１） 給湯機器の平均効率について10％を超えない低下  |
| 湯の使用用途（　　 ）変更内容 　　　　□機器の仕様変更 　　 □台数の増減 変更前・変更後の平均効率変更前（　　　　　　　）　変更後（　　　　　　　　）　減少率（　　　　　　　　）％ |
| 湯の使用用途（　　 ）変更内容 　　　　□機器の仕様変更 　　 □台数の増減 変更前・変更後の平均効率変更前（　　　　　　　）　変更後（　　　　　　　　）　減少率（　　　　　　　　）％ |
| 湯の使用用途（　　 ）変更内容 　　　　□機器の仕様変更 　　 □台数の増減 変更前・変更後の平均効率変更前（　　　　　　　）　変更後（　　　　　　　　）　減少率（　　　　　　　　）％ |

（変更内容説明書Ｂ　別紙）

 [太陽光発電設備関係]

|  |
| --- |
| 次に掲げる（１）、（２）のいずれかに該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。  |
| （１） 太陽電池アレイのシステム容量について２％を超えない減少  |
| 変更前・変更後の太陽電池アレイのシステム容量変更前 システム容量の合計値（ 　　　　 ）変更後 システム容量の合計値（ 　　　　 ）変更前・変更後のシステム容量減少率（ 　　　　 ）％  |
| （２） パネル方位角について30度を超えない変更又は傾斜角について10度を超えない変更  |
| パネル番号（ 　　 ）パネル方位角 　　□30度を超えない変更 （ 　　 ）度変更パネル傾斜角 　　□10度を超えない変更 （ 　　）度変更  |
| パネル番号（ 　　 ）パネル方位角 　　□30度を超えない変更 （ 　　 ）度変更パネル傾斜角 　　□10度を超えない変更 （ 　　）度変更  |